議題１：大規模災害時の医療救護体制について（岡崎市提出）

資料１

市名	回答	
	（１）設置状況について	（２）課題について
名古屋市	○医療救護所 本市では、市医師会との協定に基づき、震度5強以上の地震及びその他市長が必要と認めた場合に、市医師会が市内全市立中学校に災害時医療救護所を設置することとしている。 ・設置場所の有無→有（市内全市立中学校　110か所） ・1か所あたりの配置人数→1班あたり医師5名及び看護師2名程度。なお、市医師会において災害時医療救護班員として運用に必要となる看護職員等のスタッフの登録等を実施している。登録状況は、平成31年4月時点で延べ244名（内訳：看護師93名、准看護師32名、事務員29名、薬剤師16名、保健師9名、その他65名）。 ○後方支援病院 本市では、県が指定し、重傷者の受入・治療等を実施する「災害拠点病院」、中等症者の受入・治療等を実施する「災害連携病院」、専門医療機関として透析患者等の受入・治療等を実施する「災害支援病院」、また、市独自に、医療救護所等からの患者受入要請への協力等を実施する「災害協力病院」を指定（各病院と覚書を締結）している。 ・設置場所→（県指定）災害拠点病院11か所、災害連携病院27か所、（市指定）災害協力病院17か所	・医療救護所において活動する医療救護班員について、目標値を1,000人としているが、現状では不足している状況である。 ・発災時に設置される「名古屋医療圏地域災害医療対策会議」について、具体的なマニュアルを定めていない。（主な役割：医療圏内における情報共有や医療資源の調整、患者搬送調整、及びDMAT活動拠点本部との連携、愛知県災害医療調整本部への連携・応援要請等を協議）
豊橋市	設置場所：有 ・応急救護所２３か所、産業基地応急救護所１か所、後方収容病院（一般）１５か所、後方収容病院（産科）５か所、災害拠点病院２か所 ・各応急救護所:市医師会担当医療機関の医師２名から１４名、市保健師・看護師２名から３名が割り当てられている。	・災害時にどの程度参集可能かが想定できていない。 ・医療従事者が手薄な地区がある。 ・応急救護所と臨時救護基幹センター（本部）を繋ぐ情報伝達方法がＭＣＡ無線のみである。
岡崎市	医療救護所　　１０か所（医師４～１０人、歯科医師３～８人、薬剤師２～８人、市職員３人） 後方支援病院　　５か所（病院スタッフ及び医師会員数名） 災害拠点病院　　１か所	現在、震度６弱で各医療救護所に自動参集することになっているが、災害が休日や夜間に発生した場合に参集できる医師やその他のスタッフが、かなり少ないというアンケート結果が出ており、救護所によっては医師が不在になってしまう可能性が出てきている。（市内に在住していない医師などが増加しているため）
一宮市	医療救護所の開設（発災直後から概ね3日間） ＊ 医療救護所を市内9か所に開設し、 医療救護班を9班編成として 1班当たり医師2名、看護師2名、事務職員1名を配置。 　また、災害拠点病院が２ヶ所あります。	【大規模災害への対応】 ・医療救護訓練の経験不足（ノウハウ） ・持ち出し用医療資器材の不足
瀬戸市	有　設置数１（瀬戸旭休日急病診療所）	・医療救護に関する協定は締結しているが、人員配置や役割分担などの実働部分においては検討中の部分が多い。人員の確保が難しいと想定される。 ・予算要求はしているが、非常用医療資機材がない状況。 ・延床面積が312㎡で、多人数の場合、対応ができないおそれがある。 ・市の面積から考えると、医療救護所の追加の検討が必要である。
半田市	設置　有 応急救護所：６か所、収容施設：４か所、災害拠点病院：１か所 応急救護所は地元医師会と協定を結び、医師をはじめとする医療スタッフの派遣をお願いしている。医師６０名で６班編成。	地元医師会の医師について市外在住者も多く休日、夜間の参集が困難。 転搬送できる車両や人員が整備できていない。 医療資器材が整っていない。
春日井市	防災拠点（市内９か所）において、それぞれの管内における医療ニーズを把握し、拠点及び避難所に設置すると定めています。	○災害発生時、医療ニーズの把握ができる体制をとることができるか ○必要に応じて設置するため、市民への周知方法 ○拠点施設からの要請に対して医療スタッフの派遣要請先は定められていますが、配置できるスタッフの人数は、被災状況に応じて配分されるため、十分確保できない可能性があります。
豊川市	現防災計画では、各診療所または基幹病院が臨時救護所の機能を担うことになっているが、現在,状況に応じて中学校校区に1ヶ所程度の臨時救護所を設置する方向で災害時医療救護体制を医師会と見直し検討中	①災害医療体制（通常診療の停止）に移行する条件の整理 ②救護所の看護師、救護所事務補助員の確保 ③救護所の備品、薬剤、医療材料等の保管場所、調達手段 ④歯科医師会、薬剤師会との役割分担、指示系統 ⑤救急搬送の市民病院との役割分担 ⑥救護所のカルテの作成・保管 ⑦指示系統の通信手段（市本部⇔医師会本部　医療機関⇔医師会本部⇔救護所） ⑧救護所からの患者搬送（重症・中等症・軽傷、産科・透析・精神） ⑨救護所、避難所における保健師の役割の見直し ⑩休日夜間急病診療所の取扱い
津島市	・設置場所の有無 　医療救護所→有（２か所：東小学校、神守小学校） 　災害拠点病院→有（１か所） ・一か所当たりの配置人数（津島市が定めている配置予定人員） →医師数・・・５人 →看護師数・・・10人 →その他スタッフ数・・・12人（事務員８人、市職員４人）	・市内医療救護所指定数は２か所であるが、医療資器材が１か所分しか整っていない。 ・市内医療救護所指定数は２か所であるが、訓練は１か所でしか実施していない。 ・指定救護所の被害が大きかった場合の代替え場所が決まっていない。
碧南市	・医療救護所：６箇所 　一箇所あたりの配置人数：医師１～３名、看護師２～３名、事務員（薬剤師含む）１～２名 ・後方支援病院：なし	・医療救護所の設置・運営マニュアルが未策定 ・医療救護所における従事スタッフ及び医療資機材の不足 ・市内に災害拠点病院及び後方支援病院がない。
刈谷市	【設置数】 ・医療救護所　５か所　・後方支援病院　５か所 ・災害拠点病院　１か所 【医療救護所配置人数】 ・医師　１０～１６人　・看護師　未設定　・市職員　１～５人	・市外に住んでいる医師や看護師も多いため、災害時に人員が不足する可能性が高い。 ・医療救護所の場所や機能等を住民へ周知できていない。

市名	回答	
	（１）設置状況について	（２）課題について
豊　田　市	本市地域防災計画にて、医療救護活動を行う施設として医療機関と応急救護所を定めています。 医療機関は提供する機能により、災害拠点病院（2機関）、後方拠点医療機関（2機関）、後方医療機関（7機関）、産婦等（1機関）、透析（4機関）を指定し、主に保健師や医師会等が活動を行う応急救護所（14か所）を定めています。 ・応急救護所には保健師2～6名／箇所を配置し、医師会、歯科医師会、薬剤師会から医療従事者の派遣を受ける計画です。	・応急救護所は主に交流館に開設しますが、活動に必要なスペースを十分確保することができていません。また、住宅街に立地する応急救護所は、発災時において緊急車両の出入りが困難になる可能性があります。 ・応急救護所に救護活動に使用する医療資機材を配備していますが、南海トラフ沖を震源とする巨大地震の発生を想定すると、予算及び保管場所の制限により十分な数量を確保できていません。 ・発災時に応急救護所に参集できる医療従事者の正確な人数を把握できていません。 ・計画上は負傷者を負傷の程度に応じて、医療機関が分担して受け入れて対応することとしていますが、発災時に実際に受入可能な患者数や傷病の種類等を把握できていません。 ・軽症者の手当を行う応急救護所について、広報や訓練等は実施しているものの、市民の認知度はまだ十分でないと考えられます。 ・市本部や応急救護所の開設訓練、またDHEAT研修への職員派遣等は実施しているものの、全員が経験できているわけではなく、発災への備えとしてはまだ十分でないと考えられます。
安　城　市	【医療救護所設置数】５か所 【後方支援病院数】２か所 【配置人数】ＪＲ東海道本線を境に、北部、南部の参集拠点病院に医療従事者（医師会、歯科医師会、薬剤師会）が参集、参集状況、被害状況の総合的な判断のもと、救護班の編成が行われる。	医療従事者（医師会、歯科医師会、薬剤師会）の参集体制について、災害の規模に応じた参集方法、救護所への移動手段が検討できていない。 亜急性期以降の医療体制として、他市、他団体との連携、救護所閉鎖のタイミングが検討できていない。
西　尾　市	・医療救護所：有　10か所 （１か所当たりの配置人数　医師数：最大21名、最小2名、保健師：各救護所2名、看護師数及びその他のスタッフ数：未定） ・後方支援病院：無（救急病院：有　4か所（１か所は災害拠点病院を兼ねる）） ・災害拠点病院：有　１か所	医療救護所については、発災後医療救護所周辺に住んでいる医師が駆けつけて開設することとしているが、医療救護所によって医師の数が、最大で21名、最小で2名とばらつきがある。 また、保健師は各医療救護所に2名配置予定ではあるが、看護師数及びその他のスタッフの数は決められておらず、自らも被災者となる場合、人員の確保ができるか懸念される。
蒲　郡　市	・設置場所：有 ・設置数：７か所（市内中学校） ・１か所あたりの配置人数：医療救護所毎に配置担当職員（医療機関など含む）は決めているが、人数としては取り決めてはいない。	・被害状況によっては、医療救護所を立ち上げるのではなく開業医での対応が可能な場合がある。その際の情報の集約及び発信のタイミングなど。 ・看護師の不足及び実際の医療救護活動への対応（登録看護師はいるが、避難訓練など平常時の訓練への参加する人が限られているため、実際の災害時の医療救護ができるかなど）
犬　山　市	・医療救護所の設置場所は検討中。（市内小中学校のうち自家発電設備のある4カ所が候補） 災害時に稼働可能な外科系医療機関を「臨時救護所」とすることも検討中。 ・一か所当たりの配置人数：未定	・緊急時の連絡体制、具体的な情報伝達方法、伝達項目、情報共有の方法等が不明確である。
常　滑　市	医療救護所設置予定⇒４か所 一か所当たりの配置人数⇒概ね医師　１～３人、看護師２～３人 事務員等（薬剤師等含む）１～２人	資材、医薬品等の備蓄が整っていない 救護所で活動する医師等が確保できるか 連絡体制について（電話がつながらない等の状況でどんな手段で連絡をとるか）
江　南　市	市内中学校5か所 災害拠点病院1か所 医療救護所の医療救護班の編成は、尾北医師会と締結している「災害時の医療救護に関する協定書実施細則」に基づき、1班当たり医師1～3名及び看護師2～3名と必要時に助産師1名、事務員1名とされている。また、薬剤師班及び歯科医療救護班の派遣についても協定を締結している。	医師会との協定締結（平成21年）後、見直しがされていない。 救護所に医療資器材がそろっていない。 救護所・・・トリアージタッグ、ディスポーザブルグローブ、滅菌ガーゼ、ビブス（赤・オレンジ・緑）
小　牧　市	本市では、平成３０年３月に小牧市災害時医療救護所開設運営マニュアルを作成しました。医療救護所は市内４か所、災害拠点病院は１か所となっております。 １箇所あたりの配置数は、 医療救護班→医師２～３人、看護師２～３人、事務職員１～２人 薬剤師班→薬剤師３人 歯科医療救護班→歯科医師１～３人、歯科技工士１人、歯科衛生士１人または事務職員１人となっております。	小牧市災害時医療救護所開設運営マニュアルを平成３０年３月に作成したが、訓練が未実施であることが課題。
稲　沢　市	・設置場所：有　10か所 ・配置人数：未定	医療救護所の設置について、医師会との協定を結んでいるものの、体制づくりがまだ十分ではない
新　城　市	医療救護所：3か所 後方支援病院：３か所 災害拠点病院：１か所	災害時の医療体制として、３か所ある保健センターに医療救護所を設置することとしておりますが、医療資器材や配置する人員の確保が課題である。 また、市域が広範囲にわたることから、医療傷病者の搬送等の効率性が低いことも課題である。
東　海　市	・医療救護所：市内中学校６か所 ・後方支援病院：なし ・災害拠点病院：一か所 ・医療救護所一か所あたりの配置人数：未定	・救護活動をする医師や看護師が不足している。 ・医療資器材については、現在整備するため医師会等と調整中
大　府　市	医療救護所 設置場所：有（4か所）　※ただし、災害の状況により、開設については検討する 配置人数：未定 後方支援病院（2か所）	医療救護所の設置方法や医師、看護師の調整等ができていない。今後検討予定の段階
知　多　市	設置場所 医療救護所　５か所（市内） 災害拠点病院　１か所（市外） 配置人数 医療救護所に医療救護班を置く 初期医療活動は原則として医療救護班が行う 医療救護班１班当たりの編成は、医師２～３名、看護師２～３名、事務員１～２名	・衣料品その他の衛生材料は最寄りの医療品等販売業者から調達することを原則とする想定だが、災害の規模により早急に調達できない可能性がある。 ・医師等の居住地が市外であることも多く、罹災時に十分な医療救護班員を確保できない可能性もある。 ・医療ボランティアの受け入れ手順が整理できていない。
知　立　市	・医療救護所（市内3小学校）、後方支援病院（市内2か所） ・1か所当たりの配置人数（医師7～8名、看護師7～8名、市職員9～10名）	・医師や市職員に市内在住者が少なく、夜間や休日に発災した場合に人手が確保できるか。 ・歯科医師会や薬剤師会も医療救護所の班編成に入っているが、取り決めが曖昧なままである。 ・医師会や後方支援病院との電話以外の通信手段がない。

市名	回答	
	（１）設置状況について	（２）課題について
尾 張 旭 市	医療救護所は、①保健福祉センター（平成２７年５月指定）、②瀬戸旭休日急病診療所（平成２９年７月指定、建物の所在地は瀬戸市）の２箇所を指定しています。 ※②は隣接の瀬戸市と共同で設置した当地域の休日急病診療所で、両市それぞれがともに災害時における医療救護所に指定しています。 後方支援病院はありません。災害拠点病院は本市にはありませんが、尾張東部医療圏内に３箇所あります。	①保健福祉センター（階数４階）は、事務スペース（市健康課含む）が中心であるため、災害時の収容スペースがなく、必要な医療資材や医薬品、生活資材等を備蓄できる保管場所も不足しています。医療救護においては、医師との連携体制を整備する必要があります。 ②開設から２年であり、求められる機能・設備など「医療救護所」としてのあり方の検討をこれから進めていく必要があります。診療所の診療科目が内科・小児科であるため、外科の医療器具を含め、災害用救急医療資材を準備・備蓄する必要があります。 ※救護所、市災害対策本部及び保健所が設置する地域災害医療対策会議の関係では、相互の連絡・連携体制を整備する必要があります。
高　浜　市	医療救護所：２か所、後方支援病院：１か所	医療救護所に医療資器材の保管場所がない。そのため、現状では別の場所で保管している医療資器材を職員が運ぶこととなっている。
岩　倉　市	・　医療救護所は、市内３か所に設置を予定しています。 ・　医療救護班の編成は、１班につき医師１名、看護師２名、事務職員１名と、避難所の職員で対応 することになっています。 ・　後方支援病院は市内に１か所、災害拠点病院は市外の小牧市民病院となっています。	現在の医療救護所は、市内の避難所（小学校）に設置することとなっているが、医療資器材が整っておらず、衛生面等においても課題が多いため、市内医療機関を医療救護所とすることが可能であるか、検討をしていく予定です。
豊　明　市	市内医療機関（東名古屋豊明市医師会）において医療救護所を開設	①医療救護所の設置状況、医療救護所が開設できない場合でも医師や看護師等がスタッフとして協力派遣可能な場合の情報を速やかに把握しマッチングができるか。 ②市外に住んでいる医師が多く、発災時間により石等のスタッフが確保できない。 ③ライフライン、医療資器材の備え
日　進　市	・医療救護所１か所（保健センター） ・１か所あたりの配置人数は今後算定する予定 ・後方支援病院の設置無し	・医療救護所の運営については、今後医師会等と検討を重ね、マニュアル等を作成する予定
田　原　市	一次医療救護所：４か所 二次医療救護所：４か所 （被害状況と確保できた従事者の状況に応じて開設する。） 一か所当たりの配置人数：医師１～4名、保健師１～２名、薬剤師１～4名 災害連携病院：渥美病院（市内の総合病院） 災害拠点病院：豊橋市民病院、豊川市民病院、豊橋医療センター	①災害時医療救護体制について ３師会と協定はあるが具体的事項の検討が不十分である。 ②医療救護所に救護活動をする医療従事者について ・平時から医療機関数や医療従事者数が少なく、想定される被害に対し、災害時に活動できる医療従事者が少ない。 ・医師の高齢化が進んでおり、災害時に活動できる医師の確保が困難。 ・看護師ボランティアの登録はあるが、身分や保障、業務の範囲が不明確。
愛　西　市	・設置場所：1か所 ・一か所当たりの配置人数：医師1～3名、看護師2～3名及び事務員等（薬剤師等を含む）1～2名	・医療資器材の準備ができていない。 ・平成24年7月5日に締結した「災害時の医療救護に関する協定書」に基づく具体的な取組に関する調整が、海部医師会愛西市班とできていない。（医師との連絡方法、看護師の同道等について）
清　須　市	・設置場所→有　1か所 ・配置人数（保健師2名）　派遣要請にて、医師、薬剤師等	・医療救護所開設訓練を３年前から実施し、体制づくりを模索している。 ・医療救護所スタッフが２名と少ない。殆どの保健師が一般避難所配置のため。 ・市内に河川が３川あり、落橋時の代替え場所の検討がされていない。 ・後方支援病院が決まっていない。（市内に公立の病院はない）
北名古屋市	・医療救護所→１か所（健康ドーム）、必要に応じ巡回救護を行う。 ・１か所当たりの配置人数：医師は、西名古屋医師会に派遣を要請予定。医療職及びその他のスタッフについては、職員参集状況によるため、特に決めていない。） ・後方支援病院の指定はしていないが、２次救急医療機関で市内にある医療機関と連携を取る予定。	・大災害発災時に、救護活動をする医師や看護師が確保できるかどうかわからない。 ・医療資器敷材が整っていない。
弥　富　市	・有→1か所 ・市内に診療所を有する海部医師会員（20人）と歯科医師会員（17人）のうち参集可能な者（医師・歯科医師・看護師）及び市職員11人（保健師7人、歯科衛生士2人、事務職1人） ・後方支援病院としては、第3次救急医療施設である「厚生連海南病院」が考えられる。	・市内に居住する医師が少なく、迅速に参集できる者が限られており、必要なスタッフ数が揃うまでに時間を要する。 ・現在予定している救護所設置場所では医療資器材等が整っておらず、三師会で参集できる者が医薬品等を持ち寄ることになっているため、必要な物品及び数量が迅速に確保できないことが想定される。
みよし市	・応急救護所４か所、後方支援病院１か所 ・応急救護所１か所当たりの配置人数は定めていない。医師会、歯科医師会及び薬剤師会との調整により、医療機関等の最寄りの応急救護所を割り当てている。	・医師会、歯科医師会及び薬剤師会の会員への参集要請等の情報伝達手段の確保。
あ　ま　市	【設置場所】　有　　1か所 【配置人数】　（救護係）医師２人・薬剤師２人・看護師又は保健師６人・その他職員１１人 （事務局）保健師１人・その他職員４人	救護活動をする医師や看護師の不足。被害が大きかった場合の代替え施設がない。医薬品の無駄の無い備蓄方法。市民病院との連携が未調整。
長久手市	医療救護所→設置あり（１箇所　長久手市保健センター 医師数、看護師の人数の取り決めは無いが、東名古屋医師会長久手市医師会と協定を結び、災害時に協力をお願いしている。また、看護師ボランティアの登録制度がある。	保健センターは自家発がないため、停電時の電源供給について課題がある。